

つくばみらい市総合計画条例（案）に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成27年10月13日（火）～平成27年11月12日（木）		
意見提出者数	1人	意見件数	3件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	（目的） 第1条	<p>行政と依託会社の策定したものを審議会が承認するという形骸化したスタイルではない、策定をしなければオリジナルなものではない。</p> <p>その為には、徹底した市民参加と透明性と説明責任が必要な条例にすることが重要である。</p> <p>そのことから、市民参加、透明性、説明責任を加えた条例、1条、5条、8条に訂正を求める。</p>	1	<p>第1条につきましては、総合計画の位置付け、策定する目的を明確に規定するものであるため、現行のままとします。</p>
2	（策定方針） 第5条	No.1と同様	1	<p>第5条につきましては、総合計画は、市政運営を総合的、計画的かつ社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応できるよう、策定することを規定するためであるため、現行のままとします。</p> <p>なお、策定にあつたては、市民の皆さまの参加を前提に、透明性、説明責任を果たした策定を行ってまいります。</p>
3	（公表） 第8条	No.1と同様	1	<p>第8条において、計画の策定又は変更したときは、速やかに市民の皆さまに公表することを規定するものであるため、現行のままにします。</p>